

中国の豆知識

中国語の漢字

今回は中国で使われている漢字について取り上げようと思います。中華圏では、「繁体字」と「簡体字」という2種類の漢字が使われています。もともとは全て「繁体字」で表記されていたのですが、20世紀半ばに中華人民共和国が成立し、国によって「簡体字」が考案されました。「繁体字」は画数が多く複雑で、覚えるのに労苦する文字です。そこで、政府は簡略化した「簡体字」によって、文字の普及を図ったのです。

右の表で二つの漢字を比較してみてください。

日本語	簡体字	繁体字
雑誌	杂志	雜誌
売買	买卖	買賣
飛行機	飞机	飛機

「簡体字」の方は画数がぐっと少なくなっていますよね。例えば、繁体字の「飛」は9画ですが、簡体字の「飞」はわずか3画です。

ちなみに、「繁体字」は台湾、香港などで今も使われています。 by.大熊猫

私と社福 社福経営サポートクラブからのお知らせ

さあ、新年度が本格的に始まりました！年度が変わると法人内で異動があったりするんじゃないでしょうか。そんな時「退職金」の積立をしている場合、異動処理が必要です。

A拠点から
B拠点へ
異動

<A拠点> Aサービス区分

退職給付引当金 (BS固定負債) / 退職給付引当資産 (BS固定資産)

<B拠点> Bサービス区分

退職給付引当資産 (BS固定資産) / 退職給付引当金 (BS固定負債)

※金額は異動までに掛けた累計額

処理としては、この2仕訳だけです。PLもCFも動きません。この処理は、引当資産と引当金が同額になっているからこそできる処理です。現在も要支給額を引当金に繰入れている法人様には、異動の処理のことも含めて会計処理が簡単な同額計上をオススメします(>_<) by.カノン



我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

執筆時点で、2位のファジアーノ！

ただ、上位チームは、団子状態です。自動昇格目指して、一歩抜け出したいところです。

いよいよ、戦いはこれから！

いざJ1へ！ココロヒトツニ。

「ファジアーノ！」

by.えびき

6月後半・7月前半試合スケジュール				
第19節	6.20 月	対金沢	19:00	石川陸(A)
第20節	6.26 日	対讃岐	19:00	Pikaraスタ(A)
第21節	7.3 日	対清水	18:00	Cスタ(H)
第22節	7.10 日	対東京V	18:00	味の素スタ(A)
第23節	7.16 土	対札幌	19:00	Cスタ(H)

株式会社 創明コンサルティング・ブレイン
SCB 公認会計士・税理士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10

TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177

FAX 086-274-8187

HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp



- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 保険労務コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

SCB NEWS LETTER

雨に映える紫陽花の花が爽やかに綺麗ですね！

第72号
2016年6月
発行

Lily ~百合~

梅雨の晴れ間にのぞく青空が目まぶしく、夏が少しずつ近づいてきましたね。未来会計マスター協会では、今年最初の「未来会計マスター講座」が大阪にて6/11(土)に開催されます。何名の未来会計マスターが誕生するか楽しみです！また、昨年好評でしたオープンセミナー「中小企業が売上、お金を残す仕組みづくり!!」が6/18(土)に開催されます。ぜひご参加ください！



今回のテーマ
スーツの支給は
給与となるか！

スーツなど、私服としても着用できるものを制服として支給する場合、給与として課税されるのか、されないのか。今回は、そんな特殊な給与について、見ていきましょう。

制服などの支給が、非課税として取り扱われることがあります。

たとえば、警察職員、消防職員、刑務職員、税関職員、自衛官、鉄道職員などのように、組織上当然に制服の着用を義務付けられている場合、使用者が支給する制服は非課税となります。

さらに、必ずしも職務上の着用義務がそれほど厳格とは言えない事務服、作業服等についても、非課税となることがあります。

具体的には、次の要件を満たせば、給与課税しなくても構いません。

1 専ら勤務する場所において
通常の職務を行う上で着用するもので、
私用には着用しない又は着用できないものであること



2 事務服等の支給又は貸与が、
その職場に属する者の全員又は
一定の仕事に従事する者の全員を対象
として行われるものであること



このことから考えると、通常のスーツなどは、制服等として支給され、職務の遂行に当たり現に着用するものであっても、非課税とされる制服等には当たらないと考えられます。

詳細は、私どもSCBスタッフに、お気軽にお問合せください。

by.えびき



活用法!

第68回目
by.SCB経営塾

儲かる会社になるための management plan 「経営計画」の作り方



「常に明日への不安がある…」社長なら誰でも同じ悩みを持っています。その最も効果的な解決方法は「経営計画」を立てることです。

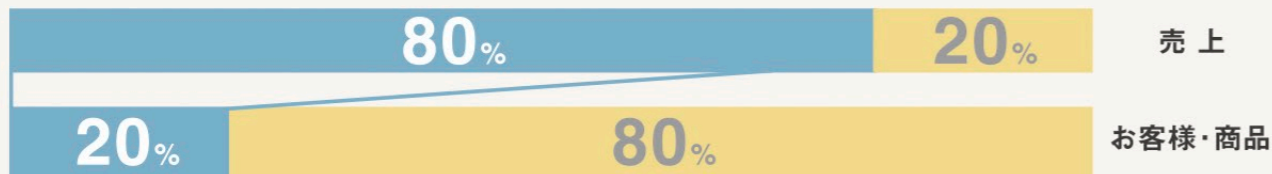
「我が社が生き残るための道具」と言われる「経営計画」の作り方をみていきましょう。

今回は、販売計画の基礎となる「パレートの法則」と「ABC分析」について説明します。

パレートの法則

20:80の法則とも呼ばれています。全体の数値の大部分は、一部の要素が生み出しているという法則のことです。

会社の経営に応用すると…



売上の大部分(80%)は、ごく少数の商品・得意先(20%)によって得られ、大部分の商品・得意先(80%)からはごく少数の売上(20%)しか得られないということです。

ABC分析

ABC分析とは、お客様・商品を売上高の多い順に並べ、総売上高に占める割合でランク付けすることです。

目安 →

Aランク	80%
Bランク	80~95%
Cランク	95~100%



次回は、販売計画の作成手順について説明します。

by.カイ

消費税の軽減税率

6月になり、吹く風も次第に夏めいてまいりました。さて、消費税の軽減税率についてお伝えしたいと思います。

平成29年4月に、消費税率が10%に引上げされます。それに伴い、軽減税率制度が導入されます。軽減税率は8%です。

- 軽減税率の対象品目
- ① 酒類及び外食を除く食料品
 - ② 新聞の定期購読料

以前は、①酒類及び外食を除く食料品についてお伝えしましたので、今回は、②新聞の定期購読料を見て行こうと思います。

軽減税率が適用される「定期購読料」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読に基づくものです。

いわゆるスポーツ新聞や各業界新聞なども、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するものに該当するものであれば、週2回以上発行され、定期購読契約に基づき譲渡する場合は、軽減税率を適用されます。

by.ふぐ

Season by Season

ビバーナム・スノーボール



春から初夏にかけて、我が家の庭はホワイトガーデンを意識したかのような様相を呈していきます。クリスマスローズ、姫ウツギ、ライラック、スズラン、ジャスミン、紫陽花…単純に好きな花を選んだだけなんですけどね(*^_^*)

中でも心待ちにしているのがビバーナム・スノーボール!もしかしら、一度ご紹介したことがあるかもしれません…でもこの時期どうしても毎朝の表情を確かめずにはられない、そんな花なのです。

花びらをひろげながら、薄緑色から徐々に白色に変化していく、毎日の表情の変化が本当に愛おしく、美しい花です。もう20年近く前になりますが、フラワーアレンジメントの先生に紹介されてひとめぼれ。その可愛らしさの虜になってしまいました。

花言葉は「茶目っ気」予定通りのスケジュールをこなしながらも、そんな日々ちょっとしたアクセントがあれば…。そんなことを思いながら今日も庭仕事に励んでいます(*^_^*)

by.うさぎ

GO to the AQUARIUM

⑤桂浜水族館

まだまだ行った事あるシリーズ続きます!

今回は高知県にあります「桂浜水族館」です。高知に行き、「やっぱり坂本龍馬像見ないとね〜。」なんて言いながら桂浜に行って偶然出会った水族館でした。

その1 初体験…

入口を入ってすぐ、本当にすぐ!!すこし前に流行ったドクターフィッシュの水槽があるじゃないですか。一度あの経験をしたみたかったので大興奮してしまいました。水槽に手を入れると、どんどん寄ってきて手の甲などをコロコロ。とっても癒し効果のある体験でした。でも他の人より私の所に寄って来てくれるのは、嬉しさ半分・恥ずかしさ半分でしたけどね(*^_^*)



その2 目の光るお魚たち

すごく印象に残っているお魚は「アカメ」というお魚の展示でした。本当に目が赤く光っていて、それが集団で水槽内を泳ぐ姿は圧巻でした。日本固有種らしく、「幻の魚」とも呼ばれるようになったとか。そんなお魚も沢山見ることが出来ました。



注目ポイント!!

坂本龍馬像や桂浜公園などに行った「ついで」ではなく、ここを目的に行ってもいいかもしれませんね。 by.海月